

議案第 26 号

伊賀市行政組織条例等の一部改正について

伊賀市行政組織条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例等の一部を改正する条例

(伊賀市行政組織条例の一部改正)

第1条 伊賀市行政組織条例(平成16年伊賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「課」を「局及び課」に、「総合危機管理課」を「デジタル自治推進局」に改める。

総合危機管理課

「総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 市史編さんに関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 建設工事等の検査に関すること。
- (8) 行財政改革に関すること。
- (9) 地方分権に関すること。

第2条第1項中

企画振興部

を

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。

- (2) 地域振興に関する事。
- (3) 交通政策に関する事。
- (4) 文化振興に関する事。
- (5) 広報及び広聴に関する事。
- (6) 情報公開及び情報提供に関する事。
- (7) 情報化の推進及び情報処理に関する事。
- (8) 住民自治活動の支援に関する事。
- (9) スポーツの振興に関する事。 」

「総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関する事。
- (2) 例規及び文書に関する事。
- (3) 職員に関する事。
- (4) 秘書に関する事。
- (5) 入札及び契約に関する事。
- (6) 建設工事等の検査に関する事。

企画振興部

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域振興に関する事。
- (3) 交通政策に関する事。
- (4) 文化振興に関する事。
- (5) 広聴及び広報に関する事。
- (6) 情報公開及び情報提供に関する事。
- (7) 住民自治活動の支援に関する事。
- (8) スポーツの振興に関する事。 」

に改め、同条第2項中「課」

「総合危機管理課

- を「局及び課」に、
- (1) 危機管理に関する事。
 - (2) 防災に関する事。
 - (3) 地域安全に関する事。」
- を

「デジタル自治推進局

- (1) 行政のデジタル化の推進に関する事。

- (2) 情報化施策の方針及び立案に関すること。
- (3) 行政改革に関すること。
- (4) 地方分権に関すること。 に改める。
- (5) 情報化の推進及び情報処理に関すること。

総合危機管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 地域安全に関すること。 」

(伊賀市総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 伊賀市総合計画審議会条例(平成17年伊賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削る。

(伊賀市行政情報番組検討委員会条例の一部改正)

第3条 伊賀市行政情報番組検討委員会条例(平成19年伊賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第7条中「広聴情報課」を「広聴広報課」に改める。

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第4条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成26年伊賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条中「広聴情報課」を「広聴広報課」に改める。

(伊賀市行政不服審査会条例の一部改正)

第5条 伊賀市行政不服審査会条例(平成28年伊賀市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条中「広聴情報課」を「広聴広報課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。